

御代田町地域公共交通活性化協議会について

1 御代田町地域公共交通活性化協議会とは

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するための協議会です。

2 協議事項

- (1) 地域公共交通計画に係る調査、策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 町の総合的な交通施策に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

3 委員の任期

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間となります。

4 協議会の役員について

- (1) 会 長 1人（御代田町副町長）
- (2) 副会長 1人（会長が指名）
- (3) 監 事 2人（会長が指名）

5 会議の開催

会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによります。

軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うこととします。

6 委員の報酬

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、4,000円/半日を支給します。

○御代田町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、御代田町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、御代田共同大字馬瀬口1794番地6御代田町役場内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 地域公共交通計画に係る調査、策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 町の総合的な交通施策に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 町長の指名する者
- (2) 長野運輸支局長の指名する者
- (3) 長野県知事の指名する者
- (4) 交通事業者
- (5) 交通事業者の運転手組合
- (6) 道路管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 住民又は地域公共交通機関の利用者
- (9) 学識経験者
- (10) 御代田町職員
- (11) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、御代田町副町長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

4 会長は、副会長及び監事を委員の中から指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(書面による決議)

第8条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

2 前条第4項の規定は、前項に規定する決議について準用する。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「委員からの書面」と読み替えるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、企画財政課に置く。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には企画財政課長、事務局員には企画財政課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 11 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 12 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(収支予算)

第 13 条 協議会の事業計画及び収支予算は、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 15 条 監事は、協議会の出納監査を行う。

2 監事は、前項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

(協議会が解散する場合の措置)

第 16 条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 協議会が解散時に保有する財産の帰属については、協議会において議決する。

(補則)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和7年1月10日

協議会名:御代田町地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域公共交通調査事業(計画策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通計画等の計画策定等に向けた方針
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査、関係計画の整理 ・町民の移動実態調査 ・公共交通の利用実態調査、利用状況分析 ・実証実験設計支援 ・御代田町地域公共交通(案)のとりまとめ ・協議会開催 <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御代田町地域公共交通(骨子)を作成し、基礎調査、関係計画の整理、町民の移動実態調査、公共交通の利用実態調査、利用状況分析を実施。 ・移動実態調査から町内移動において不便を感じる住民が一定数いることから既存サービスの拡充や新たな移動サービスの創設等、当町に最適な公共交通について今後、協議会において検討を行い、御代田町地域公共交通計画として最終的に取りまとめる。 	<p>A</p> <p>事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された</p>	<p>(1)しなの鉄道 しなの鉄道では1日700人前後の利用があり、通勤・通学などの町外移動手段として重要です。今後も住民の町外への移動手段として活用しつつ、他の公共交通との連動などで利便性向上を図ります。</p> <p>(2)千曲バス佐久御代田線 千曲バスは現在朝夕1便ずつの運行で、佐久市への高校通学の重要な移動手段となっています。現在、人員配置、運行コスト等の問題から、令和7年度以降の同路線の運行について検討をしているところですが、今後は運行のあり方の変更等により継続運行を行い、佐久市への通学手段を確保します。</p> <p>(3)新たな移動サービスの実施 町内移動において不便を感じる住民が一定数いるとみられます。町として、主に通院・買物などの生活にとって重要な移動を想定した、新たな移動サービスを実施してその移動にかかる負担軽減を図ります。</p>